


所管部課	総務部文書課	部長	北田和雄			
件名	行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例				
	部課機関					
1. 要旨						
(1) 改正趣旨 行政不服審査法の改正に伴い、不服申立ての種類が審査請求に一元化され、審査請求期間も延伸された。これに伴い、関係規則の様式の教示文を一括して改正するものである。 (なお、関係する条例の改正は、第1回市議会定例会にて可決済み。)						
(2) 対象規則 43規則 (別紙参照)						
(3) 主たる改正内容 教示文「60日」→「3箇月」、「異議申立て」→「審査請求」、「決定」→「裁決」 なお、規則によっては、他の改正を併せて行っている。						
(4) 施行日 平成28年4月1日						
(5) 影響及び効果 新制度に適合した教示文を付記することにより、審査請求をしようとする者の利便性の向上に資する。						
2. 経過 (現時点に至るまでの経過)						
平成26年6月 行政不服審査法 (全部改正) の成立						
平成28年2月 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の成立 (以上の法律・条例の施行日は、平成28年4月1日)						
平成28年3月 規則改正案につき文書課審査済み						
3. 留意事項 (問題点等)						
4. 主管部処理案 (検討結果等) 庁議の審議後、速やかに改正手続を進める。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。